
第2回
ひとり親家庭支援の現状と課題

9月17日（火）10:00～12:00
エル・ソーラ仙台大研修室



【報告】

- I. 仙台市母子家庭相談支援センターについて
仙台市母子家庭相談支援センター所長 行場麻衣子
- II. 仙台市父子家庭相談支援センターについて
一般社団法人パーソナルサポートセンター総合相談センター
主任相談員 池下英理子
- III. 震災後の父子家庭の現状と課題
宮城県父子の会 村上吉宣
- IV. 「東日本大震災後のひとり親家庭 調査事業」の報告
MIYAGI 子どもと家庭支援プロジェクト 事務局 小林純子

【報告】

I. 仙台市母子家庭相談支援センターについて

仙台市母子家庭相談支援センター所長 行場麻衣子

◇就労支援セミナーなどでサポート



仙台市母子家庭相談支援センターは、仙台市からの委託を受け、公益財団法人せんだい男女共同参画財団が運営し、これまでセンターを運営してきた社会福祉協議会から事業を引き継ぐ形で、2013年4月11日に仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台内に移転オープンした。母子家庭の母や寡婦を対象に、自立に向けた就業、生活に関する相談や各種セミナー

を実施している。

年間事業は、就業自立支援事業として通年で面接と電話による就業・自立相談を行っているほか、就業支援講習会等事業として、今年は就業支援セミナーを年5回、パソコン講座の初級、中級講座併せて4コースを実施する他、就業情報提供事業を行っている。

また、離婚、経済、養育費などについて専門家による特別相談を実施する。直近では女性ファイナンシャルプランナーを講師として、離婚後間もないシングルマザー向けにマネー講座と個別相談を行う予定である。その他、仙台市との共催でひとり親家庭関係相談員向けに研修会を企画している。

昨年度までとの違いは、火曜日の相談時間を夜7時までに延長したこと、面接相談に専門のスタッフによる託児サービスを付けたこと、相談室が独立しプライバシーが守られるようになったこと、父子相談と場所が分かれたことで、関係者同士がニアミスすることなく、安心して相談できるよう

になったことである。またエル・ソーラ仙台との連携により、離婚前後の気持ちが不安定な時期でも女性相談や、法律相談、その他各種事業につなげることでサポートするメニューが広がり、母子センターのスタッフだけでなく、関わるスタッフも増えたことがあげられる。そして一番の違いは当財団が運営することにより、ジェンダー視点のある相談、サポートができるようになったことである。

◇ジェンダー意識を変える重要性

相談の現場にいと、ジェンダーに縛られている人が多いと感じる。「ジェンダー」とは女らしさや男らしさといった社会的・文化的につくられた性差のことで、例えば小さい時から女性だからという理由で自分の感情や考えを抑制するように躰けられたり、素直であることを強いられたりすると、大人になっても「自分のことを自分で決めていいんだ」という発想が持てなくなる。相談で「あなたはどうしたいですか」、「自分で決めていいんですよ」と言っても、なかなか自分で決めることができずに、途方に暮れてしまうひとがいる。

私たちにできることは、相談者が自分で決められるように情報提供し、いろいろな選択肢を提示してその人の決定を支持することである。また、性別役割分担に囚われていてなかなか働く意識が持てないひともある。夫に養われることが当たり前だと思うと、自分で働くことに踏ん切りがつかず、DVがあっても我慢してしまう傾向がある。ジェンダーの縛りから自由になることで、解決する問題がかなり多いのではないかと感じている。私たち財団には、社会のしくみを変える力はないかもしれないが、ひとの意識、ジェンダーの意識に働きかけることができるのではないかと考えている。

センターは母子家庭の母の就業と自立をサポートするところ。仕事を始めるにあたって不安なことや、わからないことについて一緒に考えていく。

現在、正社員になることは非常に困難な状況で、短期の有期雇用を繰り返すような働き方が多くなっている。そのため、一度就職したからといって安心ではない。たとえ正社員になれたとしても、職場の人間関係が良くなかったり、ハラスメントに合って仕事が続けられない場合もある。そこで私たちが目標とするのは、「母子家庭の母のエンパワーメント」。そのために、講座もセミナーも企画している。母子家庭の母が「自分で考え、自分で決定し、自分で動けるようになること」。そして、自分だけではどうにもならない時に、「誰かに助けを求められる」ということもまた、立派な力である。そのためにも、私たちは、「いかにその人の力を奪わないように支援していくか」を常に考えながら、サポートしていく必要があると考えている。

【報告】

II. 仙台市父子家庭相談支援センターについて

一般社団法人パーソナルサポートセンター総合相談センター
主任相談員 池下英理子



「一般社団法人パーソナルサポートセンター」は、伴走型の生活困窮者支援を行うことを目的に、2012年3月3日に各種NPOが集まって発足した。その8日後の3月11日東日本大震災が起り、対象者を生活困窮者から震災で被災された方に変更し、支援員を雇用してさまざまな研修を行ったのちに、仮設住宅の見守り活動が始まった。始めは傾聴を中心とした支援だったが、次は生活面、就労に関する課題が出てくるだろうと、同年に就労支援部を開始、その後、10月には総合相談センターを開設し、本来の目的である生活困窮者を対象としたワンストップでの相談対応を始めた。

2013年4月から仙台市の委託を受けて父子家庭相談支援センターを開設した。父子相談は、4月からスタートして9月現在までの相談件数は4件と少ない。父子家庭の相談の1件は、小学生の子ども2人を持つ父親からで、父子家庭を対象に支払われている手当についての相談だった。相談者は、生活面、育児については特に問題はないということで、仕事も正規社員で年収も400万円以上あるということだったので、所得の面からも対象となる手当は難しいことを伝え、終了した。

相談内容はさまざまだが、その中で子どもが関わった事例を紹介する。1件は夫婦で仕事をし、保育園に通う子どもがいる3人家族の家庭。相談内容は家がないことである。3人で車上生活をし、車から通勤、通園をしているが、早く居所を決めたいということだった。なぜ車上生活になったかという、最初は妻の実家で暮らしていたが、妻の実家の家族と夫が不仲のために居られなくなり、3人で実家を出た。その際、貯金はなく、仕事をして収入はあっても日々の生活費に消えてしまい、居所を設定する際の初期費用が用意できずにいた、という状況である。私たちがまず気になったのは子どもの健康状態で、児童相談所に預けることを考えた。しかし、面談時に、母親が早く居所を決めたいと泣いていたところ、その姿を見て子どもが母親の頭を撫で「大丈夫？」と聞きながら心配しており、母親も泣きながらだが「大丈夫だよ」と子どもに接する姿を見たことと、子どもの健康状態に特に問題が感じられなかったので、児童相談所に通報はしなかった。次に、親子を離さず2人で入れるところはないかと、母子寮を考えた。しかし、母親は不規則な勤務の仕事をしているために、9時門限の母子寮には入れなかった。次に、パーソナルサポートセンターの構成している団体に緊急シェルターがあったので、そこを考えたが、母親が夜中に子どもの面倒をみることができず、非公開の女性シェルターなので父親は入れない。複雑な事情はあったが、母子は、母親の実家に戻り、父親は車から通勤するという生活を選んだ。その後、いろいろと関係団体と話し、

車上生活を解消すべく相談は続けた。その間、2人は居所を決める初期費用を用意しようと頑張り、2か月後にやっと用意できた。物件もみつきり、現在は3人で協力して生活している。課題はまだ残っているが、とりあえず居所が決まって親たちは仕事をし、子どもは保育園に通って元気だと聞いている。

もう1件は、今年離婚したばかりで、思春期の子どもを引き取った父親からの相談である。元妻は気性の激しい人で、家族で楽しく過ごしている時でも、機嫌が悪くなると突然怒鳴ったり物を投げたりすることがあったという。離婚後、子どもは父親と生活していたが、父親は子どもとの接し方に悩んでおり、子どもの学校生活や進路についても心配だということだった。この人は最初電話での受け付けだったが、電話だけでは難しいと、来所し面談した。父親から話を聞くと、子どもは問題なく生活している様子が伺えた。父親自身は将来について問題が起こる前に考えすぎて1人で悩んでいた。周りに相談する人がいないのも原因の1つと思われた。父親には継続して関わっていくこと、困ったことが起こったら面談して相談できること、何かあればすぐに連絡するように伝えた。父親は「子どもとの会話を大切にします」と言って帰って行った。この家庭に関しては特に動きはないが、今後も継続して関わっていきたいと考えている。

以上、相談件数は少ないこともあり、現状の課題などはまだ把握していないが、状況に応じて継続して関わっていくことが大切だと考えている。また、今後については法律上の複雑な問題にも対応できるよう弁護士による特別相談を実施する予定である。

【報告】

III. 震災後の父子家庭の現状と課題

宮城県父子の会 村上 吉宣

◇ジェンダーバイアスの克服を

父子家庭支援の全国組織として、「全国父子家庭支援連絡会」が5年前から父子家庭の支援拡充を求める活動を続けている。私もその一員であるが、自分自身が生活困窮者、要支援者という当事者として、父子家庭がどういった困難を抱え、どんな課題を持っているのか、政策提言すべく活動を続けている。



東日本大震災により生まれた遺児世帯は、母子世帯、父子世帯、両親のいない世帯と3つに区分される。そのうち父子世帯は全体の36パーセント。そしてその約7割が自宅全壊である。父子家庭にとって震災後まず出て来た課題は、遺児世帯イコール母子世帯と括られてしまったことである。例えば、児童扶養手当第12条では前年度の収入が高くても自宅ないし財産の2分の1を喪失した人に関して児童扶養手当を受給出来る規定がある。そうした情報、また仮設住宅への優先入居、医療助成などの情報について、行政上「母子家庭等」「お母さん方」といった表現のため、父子世帯になかなか情報が届かないという問題が発生した。その後、行政も「ひとり親家庭に」と表現を改めたが、こうした文言上の問題があった。

次に、ジェンダーバイアスである。例えば、ひとり親支援が「母子家庭支援」、子育て支援は「女性支援」と見えがちになっている。男女共同参画、ジェンダー問題は女性の権利という意識が、メディア報道、行政支援情報などに深く浸透していて、父親たちを社会的に孤立させる1つの問題に

なっていると考える。「父子家庭は母子家庭より平均年収が高いから生活に困らないだろう」、「男性だから家事、育児は苦手だろう」といった思い込みを過去から引きずっている。2012年12月20日に「男女共同参画の視点からの震災対応マニュアル意見交換会」が行われた。自分はまず、震災復興マニュアルに「お母さん」「母子」という文言が記されていたことに対して問題提起をした。子育てをする人は父も母もいるのでわかりやすい表記をしてほしい、また子育て支援情報のイメージ図は母親が子どもを抱えている姿だが、母と子のみの表現を改めてほしいと。父子家庭の人が情報を得ようとした場合に「お母さん方」とか、母子の絵が書いてあるだけで、父親たちは「自分たちのことではない」と情報を見送る習性がある。父親たちに対する親業等の意識啓発、DV相談なども、父親も対象にする必要があるということも提言した。

◇ひとり親支援の政策提言

その中で、母子家庭等、父子家庭に共通する課題とは何か。「乳幼児の保育時間、小学3年生までの学童保育等公的機関で子どもを見てもらえる時間が決まっている。」「労働して生活資金を得、住宅ローンを返済し、子育てをしながら生活する。」等、労働時間が制約される中で生計を維持していく難しさは、父親、母親ともに同じである。

また、父子家庭の特徴として世帯主となっている場合が殆どであり、住宅・車などの債務を負ってひとり親になっていく事が大きな違いと言える。その為、年収が高くても債務にあてる金額が大きいため実情として「隠れ貧困家庭」となってしまう。

これに対して、震災後、そもそも父子家庭は要支援者として認められていなかった。それは、行政だけでなく、子育て支援組織も、あしなが育英会、グリーンケアの団体も同様だったと思う。そのため、震災後はまず民間組織に対し、父子家庭も支援の対象者とするよう教育、周知する活動か

らスタートした。その後、父子家庭が被災3県のどの自治体に避難してしようと、都市部に仕事を探してふるさとを離れてしようと、要支援者として認めてもらうようにするために、国の法律を変えるしかないと、法改正のために活動している。これは今回の被災者のためだけではなく、天災の多い日本のどこでも今後起こることに備えるためであり、また病気や事故で配偶者を亡くした場合への対応でもあるので、セーフティネットとして法整備が必要と全国の都府県議会及び地方議会へ要望活動を行う。結果22の都府県議会、104の市町村議会にて「父子家庭への支援拡充を求める意見書」が採択され世論作りに成功した。また政府、厚生労働大臣、復興大臣へ対しても要望書を提出した。

こうした活動を続けた成果として、2013年4月に父子家庭に対する高等技能訓練促進費、就労支援の拡充が実現できた。特定求職困難者雇用開発助成金については、従来は母子家庭、高齢者、障害者を雇用すると企業に助成金が入る仕組みだったが、これも父子家庭に拡充できた。そして遺族年金。国民健康保険に入っている妻を亡くしても夫には遺族基礎年金が入らなかったが、2014年4月から父子家庭に対しても遺族基礎年金を拡充することになった。

精神疾患等を発症し、日常生活に戻るのが難しい人々も多く、既存のひとり親支援制度では対応しきれないという相談も受けている。生活保護、障害福祉、ひとり親支援と担当課を超えた連携が必要なのだが行政支援上のパーソナルサポート体制は仕組み上、不可能なのが実情だ。このような



人の選択肢の1つとして障害者福祉に存在する就労支援、就労支援サービスがある。精神面に関しては、医者の意見書を発行してもらおうと、この福祉サービスを使っていいという受給者証を発行してもらうことができる。これを使うと障害福祉の事業所が主体となり各担当者を集めた担当者会議を招集する事が出来、要支援者へ対してのトータルサポートを実現させることが出来る。アセスメントを取り、個別支援計画書を作りあげ、関係機関と連携した上での支援プランを構築する事が出来る。そして生活支援、生活訓練、ビジネスマナー、就職準備、就職支援、就職後の定着支援まで対応してもらえる。これらも合わせて対応していかないと今後の震災遺児家庭支援は追いつかなくなると考える。

しかしながら障害者総合支援法と類似する法制度を1から作り上げる時間は無い。

今後予定している提言として検討していることがある。それは草案ではあるが、既存の社会資源を活用し実現する事が可能ではないだろうかと模索している。

簡潔に記載すると障害者総合支援法に存在する就労移行支援事業利用対象者を震災特区を活用して生活保護受給者と児童扶養手当受給者と拡充させることである。

東日本大震災によって、父親たち、男性たちの抱える課題が父子家庭を通して如実に表れた。そして「子育て支援・ひとり親支援」の限界を私たちに突き付けた。私たちは、彼らの経験を次世代に生かし新たな提案をすべく、支援活動等を行っていきたいと考えている。

【報告】

IV. 「東日本大震災後のひとり親家庭調査事業」の報告

MIYAGI 子どもと家庭支援プロジェクト 事務局 小林 純子

◇震災前の宮城県のひとり親の状況について

〔「宮城県ひとり親家庭自立促進計画」にもとづく平成22年度調査より〕

(1) 宮城県のひとり親家庭数

	母子家庭	父子家庭	合計
仙台市以外	12,006	919	12,925
仙台市	13,091	1,978	15,069
合計	25,097	2,897	27,994

※参考：東日本大震災による孤児の数 126 人
遺児の数 741 人（平成24年2月22日現在）

(2) 宮城県ひとり親家庭の家計の状況

年収	母子家庭	父子家庭
200万円未満の世帯	54.6%（仙台市 45.3%）	27.7%（仙台市 15%）
200～250万円未満	14.0%	19.5%
計	68.6%	47.2%

(3) その他

	母子家庭	父子家庭
ひとり親家庭になった理由	離婚 87.2% 病死 3.1%	離婚 88.4% 病死 7.5%
就業の状況	常時雇用 42.7% 臨時雇用 40.8%	常時雇用 56.8% 臨時雇用 12.4%
養育費を受け取ったことがある	37.6%	（統計なし）
ひとり親になった当時困ったこと	1) 生活費 66.5% 2) 仕事 11.7% 3) 子どもの世話・養育費 10.5% 4) 相談相手 4.1%	1) 生活費 35.3% 2) 子どもの世話・養育費 32.8% 3) 仕事 13.3% 4) 家事 9.5%

仙台市は父子家庭数が多く、母子家庭数は仙台も仙台市以外も同等である。

東日本大震災で親を亡くした子どもの数は2012年2月22日現在で、孤児の数は126人、遺児の数は741だったため、更にひとり親家庭数は増加することになると思われる。家計状況は、2010年度の調査で母子家庭が200万円未満の世帯が54.6パーセント。200万円～250万円未満は14.0パーセント。ひとり親になった理由は、離婚が87.2パーセント、病死が3.1パーセント、父子家庭では88.4パーセントが離婚で、病死が7.5パーセント。

当時の就業の状況は、母子家庭の常時雇用が42.7パーセント、臨時雇用が40.8パーセント。母子家庭に比較して、父子家庭のほうが、多少常時雇用が多いという程度なので、父親は収入があることを前提にはできない状況になっている。養育費を受け取ったことがあるのは母子家庭で37.6パーセント、父子家庭のほうは統計なしとなっている。

ひとり親になった当時困ったことについては、母子家庭、父子家庭ともに一番は生活費で、母子家庭が次いで仕事、次いで子どもの世話と養育費。父子家庭では子どもの世話と養育費が2位。母子家庭では次いで相談相手、父子家庭では、仕事、家事の順になっている。全体としては、経済的困難と情報不足が問題となっている。

◇東日本大震災発生後の聞き取り調査事例

東日本大震災発生後、ひとり親から、また団体・行政などから聞き取りを行い、今後の支援策について提言するために調査事業を行った。調査はかなり困難で、2年間にわたる調査となり、本人からの聞き取りができたのは6名のみという結果になった。

さまざまなケースがあったが、少数紹介する。

石巻市で被災した母子家庭で当時母親は27歳、現在は横浜市に住んで

いるケース。早くに母を亡くし、自身は18歳で出産、夫は潜水夫。子ども4人を含め一度は家族で避難したが、夫は潜水服を取りに家に戻ったまま行方不明になった。この人は割と早い時期に知人の伝手で神奈川県の大磯町の被災者住宅に入居したが、子どもが転居先でいじめに合い、考えた末に転校したという。行方不明の夫について3カ月目に死亡届を出した。夫の親が介護関係の仕事をしていたこともあり自分も資格を取っていたため、介護関係の仕事に就くことを考えたが、小さい子を抱えて夜勤、早番、遅番ができない、デイサービスの給与では子どもを育てて行けないと思い、弔慰金などの金を元手に介護施設をつくる決断をした。困ったことは、やはり子どもたちが地震や父親のことを思い出して非常に精神が不安定だったこと、また母親自身に持病があり、気が強いつもりでも自分が早く死んだら子どもはどうなるかと悩み、円形脱毛症にもなったという。その後、福祉施設を立ち上げ、共同経営者もできて、人を雇用するまでになった。

仕事先の福祉施設で入居者を避難させることに追われていた間に、同じような福祉施設で働いていた妻が津波に襲われて亡くなったという男性のケース。この男性は意気消沈して、子どもたちに関わりにくくなった。妻が生きている時は、母親は子どもに優しく接し、父親の自分は厳しくという役割分担をしていたが、子どもたちが不憫になって叱れず、つい甘くなってしまう。自分も心の整理がつかず、仕事に逃げて、祖母に子育てを任せっきりにしているという。祖母は、孫たちが成人するまで自分が育てなければならない責任が重く感じている。上の子が反抗期になったせいか、叱ることも多くなったが「おばあちゃんなんか嫌いだ」と言われて辛くなるという。また上の子どもは、1度だけ母親の話をしたが、それ以後話さないので聞いてみると「ママの話をするとおばあちゃんが泣くから」と言われ、反省したという。また、家族の中で女は自分だけになったので、家事、育児を一手に引き受けなければならないこと、頼りにしてきた息子が落ち込んでいるのを見るのもつらいということだった。

◇調査結果の分析と提言

その他の調査事例も含め、震災後のひとり親家庭の状況を考察する。

夫を亡くした女性は、経済的困難や1人で子育てを担う不安、あるいは親までみなければならぬ不安が大きい。仕事をもっている女性は当面の生活には困らないが、夫が亡くなったために子どもが相談相手になっており、子どもがそれを受け止められない場合、子どものケアも必要と思われる。一方、妻を亡くした夫は、生活意欲がなくなり、子どもの育て方が分からない、すべてに対して心の整理がつかない、相談も難しい。仕事に逃げてしまう人が多かった。父親たちのケア、育児や家事の支援も必要と思われる。これまで、シングルファザーになって困ったことは、家事や子どもの世話が多かったが、今回被災した家庭の多くは三世同居が多く、ある程度、親や同居家族に頼ることができているので、家事の悩みは以前の調査よりは多くなかった。ただ、今後いろいろ環境が変わるので、孤立していく危険性があると懸念している。また、今回祖父、祖母の悩みも聞くことができ、祖父母向けの子育て講座や支援が必要になってくるのではないかと思われる。